

あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 開催要綱

1 目的

平成31年4月施行の改正出入国管理法による新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い、さらに多くの外国人材の本県での就労・居住が想定されることから、外国人材の受入れや共生に向けた環境整備が適切に行われるよう、関係機関において情報共有や相互連携等を図ることを目的に、あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会（以下、協議会という）を開催する。

2 事業内容

協議会においては、次の事項について情報共有等を行う。

- (1) 外国人材等の労働環境の整備
- (2) 外国人材等の生活環境の整備
- (3) 外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実
- (4) その他外国人材の適正受入れ・共生推進に係る必要な事項

3 組織

- (1) 協議会は、別表に掲げる団体により組織する。
- (2) 協議会に、個別の事項ごとに協議、情報共有等を行うため、以下のワーキンググループを置く。
 - ア 労働環境ワーキンググループ
 - イ 生活環境ワーキンググループ
 - ウ 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ
- (3) 協議会及びワーキンググループは、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の公開

- (1) 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると、会議の構成員の総意により判断した場合はこの限りではない。
- (2) 前項により、会議を公開する場合の傍聴方法等については別途定める要領による。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、愛知県及び名古屋出入国在留管理局に置く。
- (2) その他、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 構成団体

(順不同)

団体名
名古屋出入国在留管理局
愛知労働局
東海北陸厚生局
東海農政局
中部経済産業局
中部地方整備局
中部運輸局
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
名古屋市
愛知県市長会
愛知県町村会
公益財団法人愛知県国際交流協会
東海日本語ネットワーク
愛知県